

意匠制度(デザイン)



30年度【知的財産法】杉山 務

登録意匠第1号;雲井織

栃木県立足利工業高校に保管されていた意匠登録
第1号「雲井織(織物)」平成14年に発見され、特許庁
にも保存されていない、非常に貴重な資料を展示



意匠条例(明治21年)

第21条

登録意匠の専用権を侵したる者は
其意匠主に対し損害賠償の責に任
ずべし

* 民法の施行は明治31年

意匠登録第1号「雲井織」

知的財産権の種類

創作意欲を促進(保護)

知的財産権

信用の維持を保護

知的創造物についての権利

特許権 (特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラムなどの精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50年)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

品種登録 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

営業標識についての権利

商標権 (商標法)

- 「商標」を保護
- 登録から10年(更新あり)

商号 (商法)

- 登記された「商号」を保護

著名な商品表示, 商品形態 (不正競争防止法)

- 著名な商品表示等の禁止
- 原産地の誤認表示等の禁止

特許, 実用新案, 意匠, 商標
産業財産権という



2

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録例



意匠登録第994835号 旅客車



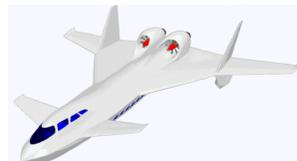
意匠登録第1221547号
ポロシャツ



意匠登録第1236987号
包装用缶



意匠登録第1108500号 客船



意匠登録第1216465号 飛行機

3

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠制度

(1)目的

「意匠の**保護及び利用**を図ることにより、**意匠の創作**を奨励し、もって**産業の発達**に寄与することを目的とする」(意匠法第1条)

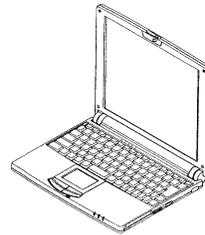
(2)保護対象

物品(物品の部分を含む)の**形状、模様**若しくは**色彩**又はこれらの**結合**であつて視覚を通じて美感を起こさせるもの(意匠法第2条)

意匠登録第1063873号

意匠登録第1051125号

※登録された意匠の例



4

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠法が保護する意匠

1 物品性

物品に係るものであること
(有体物である動産)

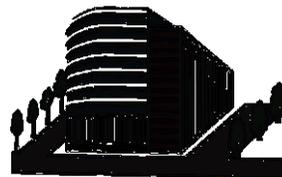
(認められない例)

×土地建物などの不動産
(プレハブ住宅は可)

×噴水、花火



×物品と離れたデザイン
のタイプフェイス、
アイコン



5

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠法が保護する意匠

2 形態性

物品自体の形態を有するものであること

(認められない例)

- 物品自体の形態ではないもの

×ネクタイの結び目, 靴ひもの結び目

×花のような形態にしたリボン
(サービス意匠)



6

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠法が保護する意匠

3 視覚性, 美感性

視覚を通じて美感を起させるものであること

対象外

- 肉眼では物品の形態を認識できないもの



× 分子構造 

× 塩, 胡椒, 砂糖 (角砂糖は可)



7

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

1 工業上利用できること

量産可能なものであって、純粹美術品、自然物は工業的に量産できない「工業性のない意匠」となり、保護の対象にはならない

(認められない例)

×自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの



<工業性のない意匠の例>

純粹美術の分野に属するもの
自然の生み出した造形美



10

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

2 新規性があること

公然知られた意匠又は刊行物などに記載された意匠は、新規性のない意匠として、登録を受けることができない。また、公知となった意匠と同一の意匠だけでなく、類似する意匠も新規性がないとされる

3 容易に創作できた意匠でないこと（非容易性）

新規な意匠であっても、創作性が低いと判断される意匠は、意匠登録を受けることができない



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

11

30年度【知的財産法】杉山 務

類似判断



30年度【知的財産法】杉山 務

12

可撓伸縮ホース事件

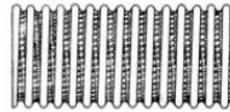
昭和49年03月19日

同一又は類似と創作容易性

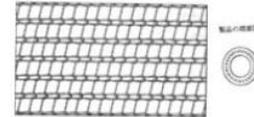
同一又は類似の物品に関する意匠相互間においても、その意匠的效果の類否による同条一項三号の類似性の判断と、その一方の意匠の形状、模様、色彩等に基づいて当業者が容易に他方の意匠を創作することができたかどうかという同条二項の創作容易性の判断とは必ずしも一致するものではなく、類似意匠であつて、しかも同条二項の創作が容易な意匠にも当たると認められる場合があると同時に、意匠的效果が異なるため類似意匠とはいえないが、同条二項の創作容易性は認められるという場合もある。」

1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている(法23条)ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、3条2項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさをいし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。

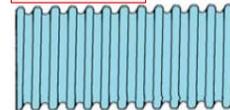
本件意匠



引用意匠



公知意匠



30年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

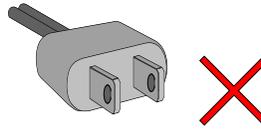
4 公序良俗に反する意匠でないこと

- ・ 人の道徳観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせるもの
公益的理由から
- ・ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのある意匠
(例えば他人の著名な商標など)

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠



大統領の像をプリントしたシャツ



プラグの形状

14

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠に係る物品の説明

【意匠に係る物品の説明】本物品は、TVまたはCRTディスプレイ等に接続されて使用される電子ゲーム機に用いられる。平面から見て下側部分に形成される凹部内に他の操作器を挿入して接続することができる。使用に際しては、右側面から見て右側部分に表れる取手を左右いずれかの手で把持することによって、把持した手の親指で取手の上部の上側部分に表れるジョイスティックを操作することができる。また、把持した手の人差し指で取手の上部の下側部分に表れるトリガーボタンを操作することができる。

【意匠の説明】左側面図は右側面図と対称に現れるため省略する。

図面
【斜視図1】



秘密意匠の意匠権は書式のみ掲載
指定された期間、内容の実体的事項は掲載されない

15

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

5 その他の不登録事由

先願: 意匠登録を受けるためには、**最先の出願**であること

1意匠1出願: 意匠権は1物品ごとに1つの権利が発生するため、意匠出願は1つの意匠に対して1つの出願でなければならない



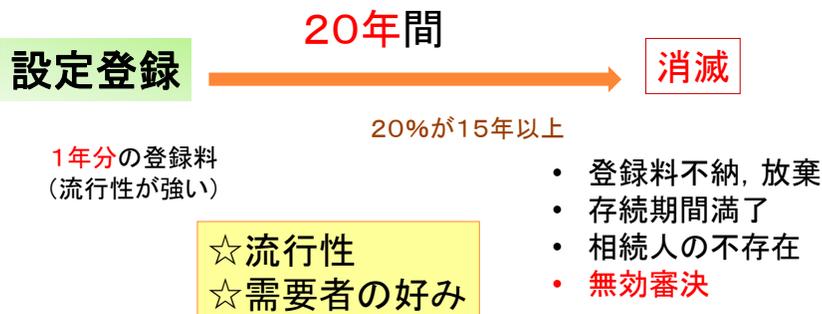
3つの工具を1つの意匠とすることはできない
1つ1つの工具ごとに1出願する必要がある

練習

30年度【知的財産法】杉山 務

16

意匠権の発生と消滅



30年度【知的財産法】杉山 務

17

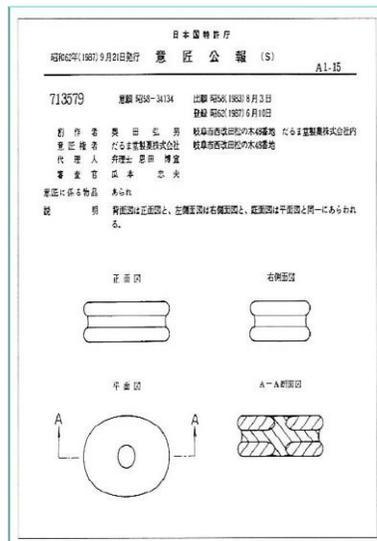
意匠公報の例

【発行国】【発行日】平成19年3月5日(2007. 3. 5)意匠公報(S)
 意匠登録第1295634号【登録日】平成19年2月2日(2007. 2. 2)
 【意匠に係る物品】電子ゲーム機用操作器
 【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1295422号(D1295422)
 【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1295635号
 【意匠分類】H7-122 【国際意匠分類(参考)】14-03, 16-05, 21-01
 【出願番号】意願2006-11529 【出願日】平成18年5月2日
 【創作者】芦田 健一郎 <他に5名あり>
 【住所又は居所】京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1 任天堂株式会社
 【意匠権者】【識別番号】000233778【氏名又は名称】任天堂株式会社
 【住所又は居所】京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1
 【審査官】江塚 尚弘
 【参考文献】意登1295422 意登1295635

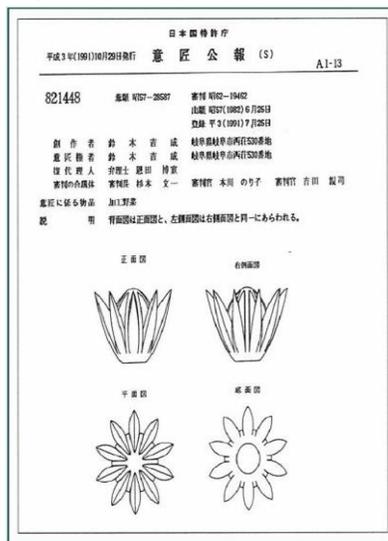
18

30年度【知的財産法】杉山 務

▲登録第713579号「あられ」



▲登録第821448号「加工野菜」



登録例

19

30年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

20回(30日:金)は, 意匠出願

意匠制度

制度の目的：意匠の保護及び利用を図ることにより，意匠の創作を奨励し，もって産業の発達に寄与すること(1条)¹

「意匠」とは，物品（物品の部分を含む）の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて，視覚を通じて美感を起こさせるもの(2条)²

- ① 保護対象
物品性，形態性，視覚性，美感性
- ② 登録要件
工業上利用性，新規性，非容易性，最先出願，公序良俗要件，機能確保形状
- ③ 意匠制度
秘密，部分，関連，組物，全件審査，1年分登録料，特許とダブル登録あり
- ④ 登録対象
形状変化，操作画面，権利は類似に及ぶ
- ⑤ 手続
1意匠1出願，特許庁長官へ出願，全件審査，補正，分割出願，出願変更
- ⑥ 国際登録出願
英語で特許庁又はWIPO，1出願に100意匠まで，権利取得国を指定，国際公表

特許，実用新案と意匠の異同

- ・ 意匠権は，特許権や実用新案権と同様，創作を保護する制度
相互に出願変更が可能
- ・ 意匠権は，特許権又は実用新案権と併存可能（クロスサーチなし）だが，特許権等の後願である場合は，許諾なく実施できない。
- ・ 意匠出願は，出願公開されず審査請求も必要なく全件審査される。
- ・ 登録査定があると，1年分の登録料を納付することにより設定登録がされ，登録から20年間の保護期間を有する。
- ・ その他（特許制度とほぼ同じ）
職務意匠(15条3項；特35条)
共有者全員で出願(15条1項)
同日出願(9条2項)
出願の分割(10条の2)
パリ条約による優先権主張(15条；特43条) 優先期間6月

Q：特許庁長官が，特許出願の内容を最初に公開するのは出願から1年6月後であるが，意匠登録出願の内容を最初に公開するのは，いつの時点か。

1（目的）

第一条 この法律は，意匠の保護及び利用を図ることにより，意匠の創作を奨励し，もって産業の発達に寄与することを目的とする。

2（定義等）

第二条 この法律で「意匠」とは，物品（物品の部分を含む。第八条を除き，以下同じ。）の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて，視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において，物品の部分の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合には，物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて，当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。